

研修費（みらい下関）出張報告書

平成29年4月28日

氏名 星出恒夫	研修会等題名 政務活動費適性支出のチェックポイント 議会運営の理論と実務
期間 平成 29年4月26日から 平成 29年4月27日まで	研修会等会場（市区町村名） 東京都豊島区東池袋 アットビジネスセンター

研修会概要・意見等

●政務活動費の適正支出のチェックポイント（主なポイント）

1 政務活動費に対する問題点

- ・兵庫県議は不適切支出にかかる経費を返還したが、結果的に詐欺罪で有罪判決を受けた。しかし、返済したため、執行猶予付きとなった。
- ・富山市議会、堺市議会、千代田区議会等不適切な例があとをたたない。税金であるという意識に欠けている。

2 政務活動費の意義と範囲

- ・政務活動費とは議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部を充てることが出来る補助金または交付金である。地方自治法100条に定めがある。
- ・広報費も政務活動費に含まれる。しかし、広報費に問題点があるとの指摘も多いが、どんどん発信するべきである。市の解釈がすべて正しいとは限らない。

3 最新の判例に基づいた政務活動費支出の考え方と住民目線での支出の適否を考える

- ・視察の留意点としては、施設の場合、単なる見学ではなく市の担当者あるいは施設管理者との対応は必須である。しかし、明らかな観光地は不適切。
- ・視察のキャンセル代、及び旅行傷害保険代は問題ない。大会終了後の懇親会、タクシー代は問題ないが、代行運転代は不適切である。
- ・最終的には裁判所の判断となるが、常に市民目線で考えるということも必要である。住民訴訟の経費はOK。
- ・市政報告会の場所として、寿司屋や居酒屋は問題がある。

●議会運営の理論と実務（主なポイント）

1 議会事務局職員の役割とあるべき姿

- ・議会事務局職員は議会運営上は裏方存在であるが、議長のみが上司であって、各議員は上司とはならないが、現実的には様々な要望があれば対応せざるを得ないというのが実情である。
- ・会派の定義としては、政策を同じくする集団であるが、会派内での情報については守秘義務の観点からも慎重に対応すべきである。
- ・議会事務局職員は議員の依頼に対しては、迅速、的確、正確、明快に対応することが望ましい。

2 本会議運営の理論と実務

- ・議会を召集する権限は長に属するが、議長にも臨時会の召集権限が付与されている。（地方自治法101条）
- ・日曜日に議会を召集することの是非について、長の権限を妨げるものはないため、開催可能である。
- ・臨時会の招集請求の要件は3つである。①法律上のものであること。②議員に発案権のあるものであること。③具体的な事件であること。
- ・議会召集通知の効力として、召集は告示事項であり、通知漏れがあったとしても法律上の瑕疵はない。
- ・会期は議会が法律上の権限を行使することが出来る一定の期間をいい、地方自治法102条第7項により、議会が会期を定めることが出来る。
- ・会期延長を諮る時期について、法令上で特に制約はない。基本は会期中に終わるように努めるべきであり、やむをえない場合、会期の最終日またはその前日に判断すべきである。

3 委員会運営の理論と実務

- ・委員会の意義と役割について、法の定めは常任委員会が地方自治法109条第2項、議会運営委員会が法109条第3項。特別委員会が法109条第4項に定めがある。
- ・議会運営委員会の所管事項は法律で定められている。常任委員会に対する優位性はない。
- ・委員会の招集請求は、委員定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して請求するべきである。
- ・継続審査の諮り方は大きく分けて、次の定例会までまたは審査終了までである。